

ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年7月16日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、7月26日までとなっています。

■1 今回の延長に伴う変更点

(1) レストラン、カフェ等の飲食店について、屋内はワクチン接種完了者(最終接種から14日経過している者)及び新型コロナウイルス治癒者(当初診断から30～180日以内)のみが利用可。定員85%まで。未成年者はセルフテスト(入店前24時間以内)の陰性結果申告書(親権者が申告)が必要。

(2) 劇場、コンサート等については、屋内・屋外を問わず、ワクチン接種完了者(最終接種から14日経過している者)及び新型コロナウイルス治癒者(当初診断から30～180日以内)のみが利用可。未成年者はセルフテスト(入場前24時間以内)の陰性結果申告書(親権者が申告)が必要。

(3) 7月17日(土)から、ミコнос郡、レシムノン郡、イラクリオン郡、イオス市、シラ市、パロス市の観光業、飲食業に携わるワクチン未接種の従業員に対し、週に1度のラピッドテストと1度のセルフテストの陰性結果の提出を義務付ける。

(4) 7月19日(月)から、スポーツ観戦については、屋内・屋外ともにワクチン接種完了者(最終接種から14日経過している者)及び新型コロナウイルス治癒者(当初診断から30～180日以内)のみ可。またワクチン未接種の12歳から15歳の者はPCR検査(入場前72時間以内)又はラピッドテスト(入場前48時間以内)の陰性結果証明書が必要。12歳未満はセルフテストの陰性結果申告書(親権者が申告)も可とする。

■2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210716\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210716_kokunai.pdf)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)